資料２

被災地の復興･再生に向けた環境省の取組

2025年３月７日

環境省

東日本大震災からの復興・再生に向けた取組①

1．除染・中間貯蔵施設

○東日本大震災からの環境再生の取組として、除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理等の取組を実施。

○**特定帰還居住区域**については、特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、**除染等の取組を実施**。

○**中間貯蔵施設**については、引き続き、福島県内の除染で発生した除去土壌等を搬入※。

※2025年1月末時点で、累積約1,406万㎥。

◇中間貯蔵施設全体

◇除染の様子

東日本大震災からの復興・再生に向けた取組②

環境省

2．県外最終処分に向けた取組

○福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**ことと法律で規定。

○県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が重要。

○これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、**年度内を目標に、再生利用・最終処分の基準省令の策定を進めている**。**2月27日、放射線審議会より、基準案に係る諮問内容について、妥当である旨の答申も得た**。

○また、**最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢案を提示**し、さらに、これらの検討の進捗状況を踏まえ、**2025年度以降の取組の進め方に係るとりまとめを進めている**。

○ 県外最終処分の実現に向けて、昨年12月20日に**閣僚会議※を設置**。全国民的な理解醸成や再生利用先の創出等に向けて、関係省庁で連携しつつ、具体的な進め方を検討中。

※福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

◇IAEA事務局長との面会の様子

◇第一回閣僚会議の様子